

横浜憲兵隊の創設

一、宮川町三丁目七〇番地

毎週末、野毛坂周辺は競馬を楽しむ人々で大いに賑わい、JRA桜木町駅や京急日ノ出町駅からは野毛坂方面にむかう人の波ができる。そうした人の流れを形成する要因の一つに宮川町三丁目七〇番地に所在するJRAウインズ横浜A館(場外勝馬投票券発売所)の存在がある。現在、その土地は人々に娯楽を提供する空間となっているが、戦前、そこには横浜の治安維持を担う「横浜憲兵隊」の庁舎が存在し、市民の生活に様々な影響を与えていた。

憲兵とは、軍隊の秩序維持を主任務とする将兵のことで、軍隊内部の「警察官」であった。創設当初は一般軍人



JRAウインズ横浜A館(2010年7月15日、吉田撮影)

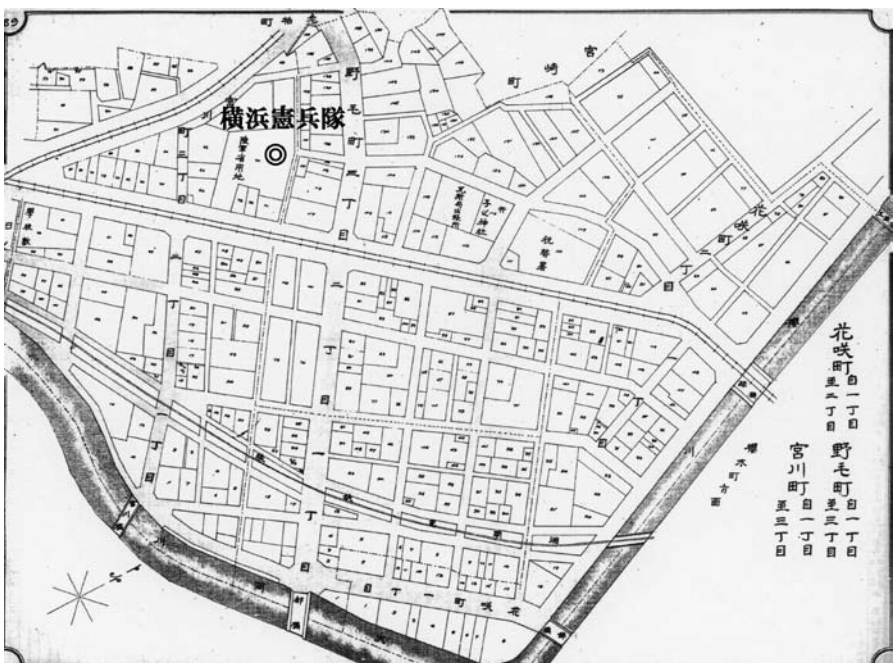
の犯罪捜査や軍機維持、思想統制等にあたっていたが、次第に一般人に対しても権力を振るうようになり、昭和戦時期は公安対策や思想弾圧、防諜等に力を発揮した。そうしたこともあって憲兵に対する一般的なイメージは良いものでなく、それ故か、横浜憲兵隊についても関心は払われてこなかった。しかし、横浜憲兵隊は昭和戦前期に市内に存在した数少ない軍事施設の一つであり、憲兵は昭和戦前期から戦時期に至る横浜市民と軍隊の関係を考える上で外せない存在である。

そこで今回は、憲兵制度に関係する法令や歴史資料を整理しつつ、宮川町三丁目に横浜憲兵隊が設置される過程を追いかけてみたい。なお、憲兵の部隊は全国の憲兵を統轄する憲兵司令部以下、憲兵隊―憲兵分隊―屯所もしくは分遣所の規模で編成されていた。

二、明治期の横浜と憲兵

一八八一(明治一四)年一月一四日、太政官達第四号で陸軍部内に憲兵が設置され、三月一一日の憲兵条例制定によって憲兵制度が規定される。同条例第一条には、「凡ソ憲兵ハ陸軍兵科ノ

一部ニ位シ巡按檢察ノ事ヲ掌リ軍人ノ非違ヲ視察シ行政警察及ヒ司法警察ノ事ヲ兼ネ内務海軍司法ノ三省ニ兼隸シテ国内ノ安寧ヲ掌ル」と憲兵の任務が定められ、憲兵は陸軍省に属しつつも、海軍省や内務省、司法省の指揮を受けた。それと同時に東京憲兵隊も創設さ



宮川町三丁目・横浜憲兵隊の所在地(「横浜市土地宝典 中区之部」1930年より作成)

れ、一〇月一五日より本格的な勤務を開始する。以後、仙台、大阪、名古屋、広島、熊本など鎮台所在地を中心に憲兵の部隊が整備され、軍人の犯罪や民衆の暴動に対処していく。

一八九三(明治二六)年八月三日、海軍軍人を取締るため、東京憲兵隊から士官一人、書記一人、憲兵二五人が横須賀に派遣され、三浦郡豊島村深田に屯所を設ける。翌年八月一日、その派遣隊は神奈川憲兵隊に発展し、横須賀町の本部・屯所の他、三浦郡内に三

つの屯所(浦賀町・浦郷村・豊島村)を置いて軍人の秩序維持に努めた。このように神奈川県において海軍の拠点である横須賀に最初の憲兵隊が置かれた。その後、憲兵の数は増加し、横浜にも屯所が開設される。

一八九五(明治二八)年七月二二日、憲兵隊の編制が改正されると、神奈川憲兵隊は東京憲兵隊と合併して第一憲兵隊となる。そして、その下に神奈川県を管轄する神奈川憲

兵分隊が新設され、一八九六(明治二九)年五月一九日以降、横浜市日ノ出町三丁目を本部として業務を行う。同分隊は横須賀方面の屯所に加え、藤沢町や神奈川町、扇町など新設の屯所も管轄下に置き、横浜市が神奈川県における憲兵行政の中心となった。そうした状況に対して横浜の有力者は軍隊(憲兵)との接近を試みたようである。一八九七(明治三〇)年四月、元浜町二丁目在住の製茶貿易商・大谷嘉兵衛は富士見町一丁目の土地を神奈

【表1】横浜憲兵隊の所在地

部隊名	所在地
横浜憲兵隊 (本部)	横浜市青木町桐畑 537 番地
神奈川憲兵分隊	横浜市神奈川町幸ヶ谷 919 番地
東神奈川分遣所	横浜市神奈川町浦島 144 番地
横浜駅分遣所	横浜駅路上
保土ヶ谷分遣所	橋樹郡保土ヶ谷町帷子 3284 番地
横浜憲兵分隊	横浜市青木町上台 79 番地
日本橋分遣所	横浜市南吉田町南太田尋常小学校
戸部町分遣所	横浜市伊勢町 2 丁目奨兵義会跡
御産宮分遣所	横浜市蒔田町 898 番地
根岸憲兵分隊	横浜市中村町 1400 番地
前田橋分遣所	横浜市山元町 29 番地
本牧分遣所	横浜市本牧町牛込 4647 番地
堀之内分遣所	横浜市根岸町坂下 664 番地

※「新たに編成の横浜憲兵隊」(『横浜日報』1923年10月17日)より作成。

川憲兵分隊の敷地として献納したい旨を神奈川県知事に申請する。それを受け、臨時陸軍建築部が調査した結果、屯所として適当だったので、陸軍省は大谷の申請を受理し、憲兵隊の施設建設を進める(「憲兵屯所敷地献納ノ件」、『明治三十年六月 壹大日記』所収、防衛研究所図書館所蔵)。一八九八(明治三一)年六月一八日、横浜市の南東部を管轄する扇町屯所がここに移動し、「横浜市富士見町屯所」と改称して業務を続けた。

日清戦後、陸海軍の軍拡が進展するなか、同年一二月一日に憲兵隊の編制も大きく変わり、憲兵分隊や屯所の統廃合が進む。それによって神奈川憲兵分隊は廃止され、横須賀方面の屯所は新設の横須賀憲兵分隊の管轄下に入る。一方、横浜は東京憲兵分隊の管轄

下に入り、富士見町屯所以外の施設はすべて廃止された。これによって横浜の軍事的な位置が低下したことが窺える。さらに一九〇一(明治三四)年四月一日に神奈川県全域が横須賀憲兵分隊の管轄になると、富士見町屯所もその指揮下に入った。

以上のように、神奈川県憲兵行政の中心は再び横須賀に戻るが、その二年後の一九〇三(明治三六)年三月二七日には富士見町に横浜憲兵分隊が開設される。同分隊は第一憲兵隊(東京)の指揮下、横浜市、橋樹郡、都筑郡、久良岐郡を管轄区域とし、日露講和条約反対運動などで力を発揮した。

三、関東大震災

一九一三(大正二)年二月一八日、憲兵隊配置及憲兵分隊管区表改正(陸軍省令第一六号)によって渋谷憲兵分隊が新設される。その一方、横浜憲兵分隊は廃止され、横浜市・橋樹郡・都筑郡は渋谷憲兵分隊の管轄下に入った。

その理由について戦前に刊行された田崎治久編『日本之憲兵』は、「横浜憲兵分隊ヲ撤廃シタルハ従来ノ実験上設置ノ要少キト東京トノ交通便ナルヲ以テ之ヲ撤シ渋谷憲兵分隊ヲシテ其警察務ヲ掌ラシム」と記している。これによつ

【表2】横浜憲兵隊の編成と管轄区域

部隊名	所在地	人員	馬	管轄区域
横浜憲兵隊 (本部)	横浜市花園橋通	15	2	横浜市、橋樹郡、都筑郡、久良岐郡
神奈川憲兵分隊	横浜市高島町	51	7	横浜市(神奈川町、千若町、青木町、浅間町、岡野町、高島町、子安町、平沼町、尾張屋町、西平沼町、宝町、大野町、林町、山ノ内町、星野町、橋本町、仲町、材木町) 橋樹郡
東神奈川分遣所	横浜市神奈川町	20	3	
横浜駅分遣所	横浜市内田町	20	3	
保土ヶ谷分遣所	橋樹郡保土ヶ谷町	21	—	
横浜憲兵分隊	横浜市花園橋通	78	8	横浜市(神奈川及び根岸憲兵分隊の管轄区域を除く地域)
日本橋分遣所	横浜市南吉田町	21	3	
戸部町分遣所	横浜市伊勢町	20	3	
御産宮分遣所	横浜市南吉田町	20	3	
根岸憲兵分隊	横浜市根岸町	51	6	横浜市(元町、上野町、諏訪町、千代崎町、山元町、山手町、本牧町、北方町、根岸町、中村町、磯子町、瀧頭町、岡村町、大岡町、蒔田町、堀之内町) 久良岐郡
前田橋分遣所	横浜市元町	21	6	
本牧分遣所	横浜市本牧町	20	3	
堀之内分遣所	横浜市堀之内町	20	3	
合計		378	50	1市3郡

※「東京憲兵隊並臨時増置憲兵隊配置及憲兵分隊管区表」(1923年10月25日、陸軍省令第31号)及び「憲兵司令部東京憲兵隊並増置憲兵隊配置定員表」(『東京震災録』前輯、東京市役所、1926年、所収)より作成。

て市内の軍事施設はすべて撤退する。しかし、一九二三(大正一二)年九月一日の関東大震災で横浜の治安が悪化すると、再び横浜に軍隊が進出してくる。九月三日、神奈川県にも戒厳令の一部が適用され、東京から陸軍部隊が来援、治安維持や罹災者の救護にあたった。憲兵も少数派遣されたが、目立った活動はで

まず、治安維持は派遣人員の多い歩兵や騎兵が主に担った。だが、罹災地の治安が安定してくると、陸軍中央は派遣部隊の訓練や警察の権限、戒厳令の適用解除を考慮し、派遣部隊の縮小と憲兵の増員を図る。

一〇月初旬、臨時に憲兵を増員する方針が定められ、一〇月二三日の『横浜市日報』は、「十一日以来憲兵隊は更に今日までの七倍の兵力を増加されて一層警察方面と連携すること、なった」と報じた。また、一〇月一七日には横浜憲兵隊(隊長・千々和種助少佐)の創設と市内各所の憲兵施設の所在状況を伝えている(「表一」。一〇月二五日には、臨時増設憲兵隊の管区表などが定められ、横浜憲兵隊の編成は「表二」の通りとなった。「表一」と「表二」を比較すると、部隊の位置が動いているので、一〇月中に駐在する施設の建設が進んだのだろう。加えて、一〇月二七日には、鶴見分駐所(橋樹郡鶴見町鶴見八五七番地)も開設され、七名の憲兵が配置された。

下に入り、富士見町屯所以外の施設はすべて廃止された。これによって横浜の軍事的な位置が低下したことが窺える。さらに一九〇一(明治三四)年四月一日に神奈川県全域が横須賀憲兵分隊の管轄になると、富士見町屯所もその指揮下に入った。

以上のように、神奈川県憲兵行政の中心は再び横須賀に戻るが、その二年後の一九〇三(明治三六)年三月二七日には富士見町に横浜憲兵分隊が開設される。同分隊は第一憲兵隊(東京)の指揮下、横浜市、橋樹郡、都筑郡、久良岐郡を管轄区域とし、日露講和条約反対運動などで力を発揮した。

三、関東大震災

一九一三(大正二)年二月一八日、憲兵隊配置及憲兵分隊管区表改正(陸軍省令第一六号)によって渋谷憲兵分隊が新設される。その一方、横浜憲兵分隊は廃止され、横浜市・橋樹郡・都筑郡は渋谷憲兵分隊の管轄下に入った。

その理由について戦前に刊行された田崎治久編『日本之憲兵』は、「横浜憲兵分隊ヲ撤廃シタルハ従来ノ実験上設置ノ要少キト東京トノ交通便ナルヲ以テ之ヲ撤シ渋谷憲兵分隊ヲシテ其警察務ヲ掌ラシム」と記している。これによつ

まず、治安維持は派遣人員の多い歩兵や騎兵が主に担った。だが、罹災地の治安が安定してくると、陸軍中央は派遣部隊の訓練や警察の権限、戒厳令の適用解除を考慮し、派遣部隊の縮小と憲兵の増員を図る。

一〇月初旬、臨時に憲兵を増員する方針が定められ、一〇月二三日の『横浜市日報』は、「十一日以来憲兵隊は更に今日までの七倍の兵力を増加されて一層警察方面と連携すること、なった」と報じた。また、一〇月一七日には横浜憲兵隊(隊長・千々和種助少佐)の創設と市内各所の憲兵施設の所在状況を伝えている(「表一」。一〇月二五日には、臨時増設憲兵隊の管区表などが定められ、横浜憲兵隊の編成は「表二」の通りとなった。「表一」と「表二」を比較すると、部隊の位置が動いているので、一〇月中に駐在する施設の建設が進んだのだろう。加えて、一〇月二七日には、鶴見分駐所(橋樹郡鶴見町鶴見八五七番地)も開設され、七名の憲兵が配置された。



宮川町3丁目・横浜憲兵隊の正面玄関(横浜市史資料室所蔵)

奈川、本牧の三ヶ所のみとなった。さらに七月二四日には残った分遣所も廃止され、市内の憲兵施設は横浜公園内(花園橋通)の本部庁舎に集約された。八月一五日、横浜憲兵隊は常設の部隊となり、その管轄区域は山梨県にも拡大、既存の甲府憲兵分隊は横浜憲兵隊の指揮下に入った。それに先立ち、一二日には憲兵隊本部で部隊の完結式が行われ、横浜憲兵隊は新たな門出を迎えた。新聞記者の取材を受けた横浜憲兵分隊長の三谷清大尉は、新庁舎の建設や軍人相談所の開設、戦傷病者の救済事業など今後の計画について抱負



野毛山から見た横浜憲兵隊(横浜市史資料室所蔵)

一〇月中に罹災地の憲兵の数は一氣に増加し、新たに「憲兵隊」単位の部隊も編成される。神奈川県内では横浜憲兵隊の他、藤沢や小田原にも憲兵隊が新設され、既存の横須賀憲兵分隊は藤沢憲兵隊の指揮下に入った。一月一六日、戒厳令の適用解除とともに、陸軍部隊の大部分は罹災地から撤収するが、増加した憲兵はそのまま残り、治安維持活動を継続する。このように関東大震災を契機に憲兵は存在感を増していったのである。

四、横浜憲兵隊の常設化

一九二四(大正一三)年三月二日の『横浜貿易新報』(以下、『横貿』)は横浜憲兵隊の順次縮小を報じ、四月以降

は本部と一個分隊になると伝えた。三月五日には一部の撤収が始まり、横浜停車場では多くの官民が引き揚げる憲兵を見送った他、市内の家々は国旗を掲揚して敬意を表した(『横易』三月六日)。一方、青木町など市内二ヶ町の代表者は三月一日に憲兵隊本部を訪問し、神奈川方面の警備継続を陳情する(『横易』三月二日)。憲兵は治安維持活動を通じて市民の信頼を獲得したようである。憲兵の撤収作業は県内各地で進められ、連日、新聞には慰労行事の様子が報じられた。

三月三十一日、管区・配置表が改正され、横浜憲兵隊は横浜憲兵分隊と横須賀憲兵分隊を指揮下に置いた。また、市内の分遣所は縮小され、日本橋、神



横浜憲兵隊の中庭・乗馬中の憲兵(有吉家寄託資料、横浜開港資料館保管)

を語っている(『横浜毎朝新報』一月一五日)。横浜市は憲兵隊の設置によって再び神奈川県における憲兵行政の中心地となったのである。

一九二五(大正一四)年六月二九日、宮川町三丁目に新庁舎が完成し、憲兵隊の業務は本格化する。同庁舎は一九四二(昭和一七)年九月一日に山下町六九番地に移転するまで本部として使用され、その後も憲兵の分駐所として敗戦まで機能し続けた。

【参考文献】横浜市総務局市史編集室編『横浜市史Ⅱ 第一巻(下)』(横浜市、一九九六年)／中区制五〇周年記念事業実行委員会編『横浜・中区史』(同、一九八五年)／田崎治久編『日本の憲兵』(三二書房、一九七一年、復刻版)／『法令全書』(原書房復刻版、各年度)／『横浜貿易新報』／『横浜毎朝新報』／『横浜市日報』／他